

公布された規則のあらまし

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行

規則の一部を改正する規則（規則第六五号）

- 1 通勤による災害に係る費用の一部負担金の納付を要しない職員に船員法第一条に規定する船員である職員を加えることとした。（第二四条の二関係）
- 2 この規則は、平成二二年一月一日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。